

【Q & A】

Q 1：平成 12 年 4 月サービス提供分に係る介護報酬は、事業者による請求（代理受領）の場合、平成 14 年 6 月末に消滅時効が成立することになるが、通常、請求から支払まで 2 か月近く要することから、平成 14 年 6 月中に請求した場合でも、支払が受けられないことになるのか。

A 1： 地方自治法第 236 条第 2 項において、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものの時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その権利を放棄することができないものとされている。

したがって、保険給付を受ける権利は、民法第 147 条に規定する時効の中断事由（承認等）に該当しない限り、2 年を経過したときに時効により消滅することになり、御質問の平成 12 年 4 月サービス提供分に係る介護報酬を請求する権利は、平成 14 年 6 月末に時効により消滅することになる（介護保険法第 200 条）

このため、各市町村（保険者）においては、時効により消滅した保険給付の請求を消滅時効成立後に受理し、審査・支払を行うことはできないことから、管内のサービス事業者等に対し、介護報酬の請求に係る時効の考え方（時効の期間、起算点等）の周知に努める必要がある。

ただし、介護報酬の支払請求は、民法第 153 条に規定する「催告」に該当することから、時効の成立前の平成 14 年 6 月中に請求がなされた場合には、報酬の支払は可能であると考えられる。

Q 2：報酬の過払いのケースで国保連を通じた減額過誤処理を行う場合の時効は 2 年か。また、過小請求のケースで国保連を通じた増額過誤処理を行う場合はどうか。

A 2： 過払いの返還請求は民法上の不当利得の返還請求であり、時効は地方自治法の規定により 5 年と解するのが妥当と考えられる。請求額が過小であった場合や返戻を受けた保険給付の再請求は介護保険法第 200 条第 1 項に規定する「保険給付を受ける権利」に該当することから 2 年。

Q 3：過払いに係る返還請求の消滅期間は 5 年とされているが、返還に当たっては当該請求を取り下げてから再度、正しい請求を行う必要がある。介護報酬の請求の消滅時効は 2 年となっているため、2 年以上経過してからの過払いの返還請求はどうしたらよいのか。

A 3： この場合の再請求は民法上の不当利得の返還処理の事務手続きの一環であると考えられることから、介護報酬の請求に係る 2 年の消滅時効の制約を受けるものではないと考えられる。

Q 4：事業者が過小請求したケースでえ事業者から保険者に対し、過誤申立依頼があった場合、保険者が受理することをもって「承認」により時効が中断すると考えて差し支えないか。

A 4： 増額請求を目的とした過誤申立依頼は民法第 153 条に規定する「催告」に該当する。増額部分については、サービス提供月の翌々月の 1 日から時効が進行し、2 年で時効が完成するが、時効完成直前に提出された過誤申立依頼は催告にあたりと考えられることから、催告後 6 ヶ月以内に裁判上の請求を行わないと中断の効力を失う。

福祉用具の購入費の支給について、

平成 12 年度に福祉用具の引渡しを受け、平成 13 年度に代金を支払い保険給付を請求したケース

平成 12 年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成 13 年度に行ったケース

などが考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。

(答)： 介護保険法 44 条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。したがって、ケース は平成 13 年度において、ケース は平成 12 年度において、それぞれ限度額管理が行われる。

なお、ケース における保険給付は、会計支出上は平成 13 年度のものとなる。

保険給付の請求権の消滅時効についても、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）から起算する。

(参考)

介護保険法（抄）

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具 その他の厚生労働大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 (略)

3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省で定めるところにより算定した額の 100 分の 90 に相当する額を超えることができない。